破産管財人変更

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０７９号

東京都港区新橋３丁目11番８号　オーイズミ新橋第２ビル４Ｆ
清算株式会社　ＴＳ株式会社
代表清算人　宮崎　誠司
1　決定年月日　令和７年10月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０８０号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　マリーン観光開発株式会社
代表清算人　佐藤　利規
1　決定年月日　令和７年10月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３９号

東京都国分寺市南町３丁目23番４号第三浦野ビル３階
清算株式会社　株式会社英智エデュケーション
1　決定年月日　令和７年10月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００６号

兵庫県三木市末広３丁目10番３号
清算株式会社　株式会社イスペット
代表清算人　藤田　眞一
1　決定年月日　令和７年10月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　全協定債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
2　清算に必要な費用を控除しても清算株式会社の財産が残ったとき、及び、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者藤田眞一、同藤田紀子、同藤岡貴志を除く各協定債権者に対し、令和６年10月29日現在の非保全元本額（尼崎信用金庫18,500,427円、兵庫県信用保証協会42,651,650円）の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が第１項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
3　各協定債権者が、根抵当権の実行により弁済を受けた場合は、各協定債権者が第１項により行った債務の免除は、弁済を受けた金額の限度において効力を失うものとする。
4　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の各協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以上
神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始